

## 平成 27 年度 第 1 回 市民参加推進会議会議録

開催日時	平成 27 年 5 月 15 日（金）午後 3 時 00 分から午後 5 時 45 分まで
開催場所	市役所 4 階 会議室 1
出席者	池川悟会長、市川温子副会長、坂野喜隆委員、手塚崇子委員、林章委員、谷本滋宣委員、徳本悟委員、三浦永司委員
欠席者	田中卓也委員
事務局	市民活動支援課 川上課長、松岡主査補、五十畑主事
傍聴者	0 名
議題	市民参加推進会議への諮問事項について 平成 27 年度市民参加推進会議の進め方について 平成 26 年度市民参加の実施状況に対する総合的評価について パブリックコメント（意見公募）手続に関する指針の策定について
資料	資料 1 平成 26 年度市民参加実施状況調査票 資料 2 広報しろいまとめ 資料 3 評価シート集計表 資料 4 評価シート付表集計表

### （会議趣旨）

- 市民参加推進会議における審議の方針について確認を行うと共に、平成 27 年度の会議日程について、調整を行った。
- 日程調整の結果、第 2 回会議は 5 月 29 日、第 3 回会議は 6 月 19 日、第 4 回会議は 7 月 3 日、第 5 回会議は 7 月 17 日開催となった。時刻はいずれも午後 3 時からとなった。
- 平成 26 年度中に市民参加を実施した事業のうち、事業 1「ごみの減量化・資源化推進事業」から事業 6「白井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例策定事業」までの評価を行った。
- 市で策定を予定しているパブリックコメント手続に関する指針の説明を行うと共に、委員から意見を求めた

### （会議内容）

1. 開会
2. 会長あいさつ

#### [会長]

- 寒い寒いと言っていた季節から一転し、春を飛び越えて夏が来ている。
- お久しぶりにお会いしましたが、皆さんお元気そうでなによりです。
- これから実質的な議論、その他に入るが、事務局から報告があるようなので、まずそこからお願いしたい。

## [事務局]

- 平成 26 年度末に、小林委員より体調不良のため委員を辞任したい旨の届け出があり、これを受け取った。今年度からの 2 ヶ年については、9 人の委員により会議を行うが、引き続きよろしくお願ひしたい。
- 市民活動支援課で人事異動があった。今年の 4 月から元田が異動し、代わり松岡が市民参加推進会議の副担当となった。

### 3. 議題

#### 議題 1 市民参加推進会議への諮問事項について

市民参加推進会議へ委嘱している事項の確認を踏まえ、今年度実施する内容について、事務局から説明を行った。

##### 1. 平成 26 年度市民参加の実施状況に対する総合的評価

- 市民参加推進会議への委嘱事項の一つとして、市民参加の実施状況に対する総合的評価がある。昨年度は 6 事業の評価を行ったが、今年度は 16 事業の評価を行うこととなるため、10 事業の増加となる。
- 16 事業のうち、8 事業が平成 26 年度中に事業が完了した事業であり、残り 8 事業が平成 27 年度以降も引き続き事業を行う継続事業となっている。

##### 2. 市民参加条例の見直しに関する事項

- 市民参加推進会議への委嘱事項として、市民参加条例の見直しに関する事項がある。
- 平成 26 年度から平成 28 年度までの 3 年間の任期中に、市民参加条例の見直しを行っていきたい。今年度については、市民参加条例の見直しをするべき部分等について洗い出しを行い、平成 28 年度で実際に改正に向けて動いていきたいと考えている。

#### 議題 2 平成 27 年度市民参加推進会議の進め方について

今年度の市民参加推進会議の進め方について、会議の方針を確認しつつ、答申までのスケジュール調整を行った。

##### 1. 会議審議の方針について

- 市民参加推進会議における総合的評価は、各事業における市民参加が適切に行われているかどうかについての評価であり、事業のあり方等の評価するものではないことを確認した。
- 市民参加推進会議は公開された会議であり、発言の際には原則として挙手による発言を心がけること、議事録は概要録として作成することを確認した。
- 市民参加推進会議の検討事項については、毎年度市長に答申を行い、市長はその答申結果に基づき、職員に業務改善の指示を行うと共に、答申について市民に公開を行うことを確認した。
- 平成 26 年度の答申に対する市の取り組み状況については、次回以降の会議で事務局から報告することを伝えた。

### 議題 3. 平成 26 年度市民参加の実施状況に対する総合的評価について

平成 26 年度に市民参加を実施した事業のうち、6 事業について総合的評価を行った。

#### 1. ごみの減量化・資源化推進事業

##### (委員の主な意見)

- 情報の公表場所がやや不足しているように感じる。情報公開に際しては、情報公開コーナー、市ホームページ及び図書館で公表は必須にするべきである。
- 必須の公表場所を決めておくことで、担当課としても公表場所に迷うことがなくなるのではないかと。
- 審議会への委員の出席率が悪い。委員の人選や会議日程に問題があるのではないかと。
- 審議会とパブリックコメントでよかったのか。説明会や意見交換会等の開催も検討してみてもよかったのではないかと。
- パブリックコメントで提出された意見が 1 件と少ない。市民が素案について満足しているのかもしれないが、担当者による市民への課題のアピール不足も考えられる。
- 市民の理解や協力が必要な事業だと思うが、そういった事業なのに選択した手法として、審議会とパブリックコメントは適切だったのか。説明会や意見交換会などの周知・啓発を兼ねたような市民参加の方法を模索すべきではなかったか。

#### 2. 第 6 期白井市高齢者福祉計画・白井市介護保険事業計画策定事業

##### (委員の主な意見)

- 全体的には評価できるが、公開の努力が不足している。
- パブリックコメントで提出された意見が 0 件だったことは反省して欲しい。
- パブリックコメントやアンケートを事前に周知する際には、情報公開コーナーも活用した方がよい。
- 意見交換会について、対象者に介護サービスの事業者のみを設定しているが、サービスの受け手の意見も聴く必要があるのではないかと。
- 意見交換会を実施しているため、パブリックコメントをあえて実施しなくてもよいのではないかと。

#### 3. 子ども子育て支援事業計画策定事業(次世代育成支援地域行動計画推進事業)

##### (委員の主な意見)

- アンケート調査について、対象者を小学校就学前児童の保護者及び小学校児童の保護者と設定しているが、子育て経験者など、アンケート対象者の範囲を拡大する必要があるのではないかと。
- 公募委員が少ない。また、出席率にばらつきがあり、出席率が極端に低い場合もあった。
- 審議会の内容を鑑みるに、市内の全地域を網羅すべきであり、今回であれば桜台地区の委員を入れた方がよかったのではないかと。
- パブリックコメントで提出された意見が 0 件であったのは残念である。意見の問いかけの方法が悪かったのではないかと。
- アンケートの回収率が高まるように、アンケートの内容やアンケートがどのように活用されるかについて、事前周知を行う場所をいくつか設けた方がよかったのではないかと。

- 当該事業は子ども子育てに関する事業であるため、審議会開催は平日日中だけでなく、子育て中の親が参加できる時間帯にも設定した方がよい。また、傍聴などの方々に来やすくするためにも、事前周知の方法をもう少し増やしてほしい。
- 公募委員として若い世代の参加がある点は評価できる。
- 市民に対する周知の方法が一つしか取られていない手法があり、事前周知の方法が足りないように見受けられる。周知の方法に工夫をするとよい。

#### 4. 白井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例策定事業 (委員の主な意見)

- 意見交換会の内容は、会議録を非公表にしなければいけない内容ではないと感じる。
- 意見交換会における会議録が非公表となっているが、公表しないのではなく、公表の工夫をしたうえで公表を行った方がよい。また、会議録を非公開にするにしても、行政で決めるのではなく、市民の参加に基づいて決定してほしい。
- ただ多くの審議会を設置するのではなく、市で審議会を設置する際に、市で似たような事業を実施しているならば、1つの審議会にまとめるなどしてもよいのではないか。
- 意見交換会について、9回開催している点はよいが、会場が庁舎・保健福祉センターに偏っていた。子育て世代の多い他の地区に出向いて開催すれば、多くの参加者が見込め、より幅広い意見が期待できるため、開催場所の工夫をした方がよい。
- 意見交換会について、市民参加の観点から事前周知や結果公表を考え直す必要がある。
- パブリックコメントで意見を周知した場所と意見を公表した場所が一致していないため、両者を一致させた方がよい。
- 意見交換会の対象者を学童保育関係者に限定していたが、利用児童の保護者からも意見も聴く必要があり、対象者をもう少し広げるべきではないか。
- 当該事業は男女共同参画及び労働政策上の観点からも重要なものと考えられる。審議会を開催するなど、何らかの諮問機関でも決めた方がよかったのではないか。
- 保育課からは当事業を含め3つの事業を、白井市市民参加条例6条第1項に規定している市民参加を行わなければならない行政活動ではないが、その他特に市民参加を行うことが必要と認められる事業として扱い、総合的評価の対象としている点は評価したい。
- だがその一方で、総合的評価の対象外とされて不十分な市民参加しか行っていない事業が見られるなどの問題もあり、市としての統一性に疑問を持った。

#### 5. 白井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 (委員の主な意見)

- 専門的な知見も含めて積極的に色々な意見を集約する必要がある事業であるならば、パブリックコメントだけでなく、他の参加の手法も併用する必要があるのではないか。
- 新しい法律に基づく市の条例作りに一般市民からのパブリックコメントを求めるのには無理があるのではないか。そう考えるとパブリックコメントで意見が集まらなかったことも当然に感じる。
- 市民の意見を本当に求めるなら、審議会を設置し、市民目線で審議した方がよいと思う。
- パブリックコメントの募集記事からは事業内容が読み取れず、これでは手続きだけはやっているとの感が払拭できない。

## 6. 白井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例策定事業

### (委員の主な意見)

- 事業5. 白井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例と同一の評価である。

### その他の意見

- 評価を行う際に、望ましい水準が甘く設定されているためか、実際の感覚よりも高い評価となってしまう。今後、この望ましい水準を変更することとしたい。
- 評価をする際に、委員により参照した資料が異なると、評価の基準が変わってしまい望ましくない。評価資料を市から提供された市民参加実施状況調査票と広報資料に限るなど、委員による「評価のものさし」を統一した方がよいのではないか。
- パブリックコメントなどで意見がなかった場合でも、意見がなかった旨の公表はすべきである。
- 情報の提供場所として、情報公開コーナー、図書館及び市ホームページは必須としたい。この3箇所はいずれも重要であり、この3カ所で情報公開を行うことを答申に盛り込むこととしたい。

### 議題4. パブリックコメント（意見公募）手続に関する指針の策定について

事務局から資料5に基づき、パブリックコメント（意見公募）手続に関する指針の策定について説明を行った。

- 当指針の主な狙いは、パブリックコメントの適切な実施による市民参加の推進である。
- パブリックコメントの現状の問題点は2点あり、庁内でのパブリックコメントの考え方や実施状況に差異が生じている点と、行政手続法の意見公募の手続きへの対応が不十分な点である。
- 現在のパブリックコメントを実施するかどうかの判断は各担当課の判断によるが、基本的には市民参加条例に基づき判断をしている。
- その要因として、白井市市民参加条例では、いくつかの市民参加手法の中から適切な方法によって、市民の意見の反映に努めることとしているが、パブリックコメントはその手法の一つに過ぎず、その実施は義務付けられていないことが考えられる。
- パブリックコメントを実施する場合でも、市民参加条例では公表事項や公表の手段については曖昧に記載されており、担当課によって取り組み状況にばらつきが見られる。
- また、平成17年に行政手続法に関して法改正があり、意見公募手続きが求められるようになった。地方公共団体については努力義務規定ではあるが、その流れを受けて、行政運営の透明性の向上が求められている。
- こういった問題点に対して、改めてパブリックコメント手続に関する指針を策定することで対応していきたいと考えている。また、その指針に基づき職員研修を行い、その指針の考え方の職員への徹底を図ることを考えている。

(委員のコメント)

- パブリックコメントは専門的な知識がなければ対応できないような突っ込んだ意見が出されたりするが、市のレベルで行う場合にどの程度パブリックコメントに期待できるのかというのは難しい気がする。
- パブリックコメントを実施する対象事業を増やすということは、当然それに対して意見が寄せられることを期待するわけだが、結果0件の事業もでてきてしまうと思う。パブリックコメントが必要だということで実施しているにもかかわらず、結果が0件だった場合に、どう受け止めるべきなのかということも含めて悩ましいところがある。
- 全国的に地方公共団体におけるパブリックコメントの現状や問題点、改善方法など、いろいろ言及されたり工夫されている所があると思うので、その辺りも含めて検討させてもらったうえで議論をしたいと思う。
- 市としてこの指針を要綱的なものにしていくのか、市民参加条例に基づきどのような形にしていくのかといった将来設計があると思うが、どのようなものを考えているのか。  
→ 白井市は市民参加条例の見直しの時期に差し掛かっている。本来的には、市民参加条例を様々な角度から検討し、色々な要素を条例上に盛り込んでいくことによって、市としての意思をしっかりと政策的に表明していくことが必要と考えている。  
現段階では指針を策定することで、少しでも足並みを揃えて市民参加を進めて行きたい。最終的には、条例見直し時にしっかりとしたものを総合的に位置付けて行きたい。
- ということは、パブリックコメント手続き条例のようなものを作るのではなく、市民参加推進条例の中に盛り込み、もしかしたら施行規則のようなものを作って、運営していくということではよろしいか。  
→ その通りである。皆さんと議論を交わしながら、庁内でも議論しながら進めて行きたい。
- 指針の位置付けについて知りたい。  
→ この指針は、庁内の職員がどのような基準でどのように判断すればよいのかわかりにくい状況があるため、いわゆるマニュアルのようなものとして位置付ける予定である。  
また、指針の下に取り扱い要綱を作る予定である。
- 条例や規則はホームページ上の例規集で検索できるが、指針は調べることができない。規定を実際にどう運用するかが重要なのにホームページに乗っていないから良くわからないといったことがあるので、総合的に市民サイドから見てもう少しわかりやすくしてほしい。

#### 4. 閉会 池川会長

- パブリックコメント（意見公募）手続きに関する指針については、改めてもう一度具体的な形での呼びかけをしていただきたい。
- 事務局から、5月20日（水）までに市民参加の総合的評価を行う全16事業についての評価シート及び評価シートを送付いただき、5月26日（水）の正午までに、事業12「白井市第5次総合計画策定事業」までの評価シート及び評価シート付表を作成し、事務局に送付することとする。
- 会場については、会議室を確保した後、事務局から委員に通知を行っていただきたい。